

## 阿波市建設工事入札後審査方式一般競争入札実施要領

この要領は、阿波市が発注する建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事。以下「工事」という。)における入札・契約手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保するとともに、入札参加者の負担軽減及び入札事務の効率化を図ることを目的として実施する「入札後審査方式一般競争入札」に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第1条** 入札後審査方式一般競争入札とは、一般競争入札に参加するための事前の申請手続を簡略化し、入札後に最低価格入札者から順に入札参加資格の審査を行い、適格である者を落札者として決定する入札方式をいう。

### (対象工事)

**第2条** 原則として、阿波市が発注する設計金額が 1 億 5 千万円以上の工事(以下「対象工事」という。)を対象とする。ただし、入札後審査方式一般競争入札によることが適当でないと認められる工事についてはこの限りでない。

### (入札の公告)

**第3条** 市長は、対象工事を入札後審査方式一般競争入札に付そうとするときは、入札担当部局での掲示により公告するものとする。また、阿波市のホームページ及び建設専門紙への掲載及び建設関係団体への資料提供により公表する。

2 入札の公告は、別添標準入札概要書例によるものとする。

### (入札参加資格)

**第4条** 入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)に関する事項として、次の事項を公告するものとする。

- (1) 阿波市建設工事一般競争入札(指名競争入札)参加資格業者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 阿波市建設業者指名停止措置要綱(平成 17 年告示 15 号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 阿波市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (5) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書(平成 16 年 3 月 1 日以前に経営事項審査の申請を行ったものについては経営事項審査結果通知書。入札日前 1 年 7 月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。)の写しを提出できる者であること。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者で、市の入札参加資格に係

る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (7) 別に定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。
- (8) 建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (10) その他工事毎に必要と認める事項

#### (参加資格の決定)

**第5条** 前条の参加資格は、阿波市建設工事請負業者選定要綱(平成17年告示17号)第8条の規定による建設工事審査委員会の審議に付し、決定するものとする。

#### (入札概要書の配布)

**第6条** 入札概要書は、入札公告及び次に掲げる入札関係書類により作成するものとする。

- (1) 競争契約入札心得
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書(別紙-1)(以下「申請書」という。)
- (3) 共同企業体による共同施工の場合にあっては、阿波市建設工事共同企業体取扱要綱(平成18年告示81号。以下「共同企業体要綱」という。)
- (4) 共同企業体による共同施工の場合にあっては、共同企業体要綱第11条各号に掲げる書類
- (5) 入札参加事前確認依頼書(別紙-2)
- (6) その他工事毎に必要と認めるもの

2 入札概要書は、公告後速やかに発注担当部局の事業担当課において配布するものとする。

#### (設計図書等の閲覧等)

**第7条** 対象工事に係る設計図書等については、次に掲げる方法のうち発注担当部局の事業担当課が指定する方法により示すものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- (1) 閲覧(貸出を含む。)
- (2) 交付

2 前項第1号による場合、閲覧の期間は、原則として入札公告日の翌日から起算して7日目(休日を除く。)から3日間とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 閲覧及び貸出の場所は、本庁又は工事箇所所管の事務所とする。

4 第1項第2号による場合、第2項の閲覧の期間内に交付するものとし、その旨及び交付の場所については、公告において明らかにするものとする。なお、この業務は、発注担当部局の定めるところにより委託できるものとする。

5 設計図書等について質問がある場合は、質問書(質問事項を記載した書面(任意様式))を持参又は郵送により提出することができるものとする。質問書の提出期間及び場所については、公告において明らかにするものとする。

6 質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を発注担当部局の事業担当課において、閲覧に供するものとする。質問に対する回答書の閲覧期間及び場所については、公告において明らかにするものとする。

7 質問書の提出期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から、入札日(阿波市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により入札を行う場合は、入札書提出締切日時)の7日前までとし、質問に対する回答書の閲覧期間は、原則として質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札日(電子入札システムにより入札を行う場合は、入札書

提出締切日時)の前日に終了するものとする。

#### (基本的な参加資格の事前確認)

**第8条** 入札担当者は、入札に参加しようとする者が、第4条に規定する参加資格のうち基本的事項について要件を満たしているかどうかの確認を入札執行前に行うものとする。ただし、電子入札システムにより入札を行う場合にあっては省略することができる。

2 前項の確認は、入札会場において、入札に参加しようとする者から入札参加事前確認依頼書及び総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の写しを提出させて行うものとする。

3 第1項の確認において参加資格を有していないと認められた者については、その理由を説明するとともに、入札に参加させてはならないものとする。なお、前項の確認を受けずに当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 前3項の規定による事前確認の内容及び方法については、公告において明らかにするものとする。

#### (入札参加資格審査申請書類及び入札参加資格確認資料)

**第9条** 入札担当者は、入札に参加しようとする者に、第6条第1項第2号又は第4号に掲げる書類(以下「申請書類」という。)及び入札参加資格確認資料(入札概要書で指示する資料。以下「確認資料」という。)の入札会場への持参を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。ただし、電子入札システムにより入札を行う場合にあっては、誓約書及び入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)並びに入札参加資格確認資料(入札関係書類で指示する資料。以下「確認資料」という。)を、当該システムにより提出を求めるものとし、提出期間及び提出方法については、入札公告において明らかにするものとする。

#### (入札保証金及び契約保証金)

**第10条** 市長は、入札に際して、阿波市財務規則(平成17年規則第37号。以下「規則」という。)第100条第1項の規定により入札に参加しようとする者に対し、その見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、規則第100条第2項に該当する場合は、入札保証金の納付を免除できるものとする。

2 市長は、契約に際して、規則第120条の規定により契約の相手方に対し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券の保証又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### (紙媒体による入札及び開札の執行)

**第11条** 入札及び開札の日時及び場所については、公告において明らかにするものとする。

2 入札の執行は、第8条の事前確認において基本的な参加資格を有していると認められた者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

3 入札に際して、工事費内訳書の提出を求める場合は、その旨を公告において明らかにするものとする。

4 入札執行回数は2回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。

5 入札担当者は、開札後、入札参加者全員の入札額及び入札参加者名を公表し、最低の価格をもって入札した者に対し、申請書類及び確認資料の提出を求めるものとする。提出された資料に不足がなければ、当該入札者を落札候補者とする旨を宣言するとともに、落札者の決定を保留し、後日落

札者を決定する旨を併せて宣言するものとする。

- 6 前項において、資料の提出を求めたにもかかわらず提出がない場合、あるいは提出された資料に不足があった場合は、当該入札者が行った入札を無効とするものとする。
- 7 前項の場合、次順位者から申請書類及び確認資料の提出を求め、提出資料に不足がなければ、当概次順位者を落札候補者とするものとする。
- 8 落札候補者が確定するまでは、第5項から第7項の手続を順次行うものとする。
- 9 落札候補者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定するものとする。

#### (電子入札システムによる入札及び開札の執行)

**第11条の2** 落札者を決定する場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。

- 2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして契約担当者が認めた場合にあつては、持参により紙媒体の入札書の提出ができるものとする。
- 3 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がある場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- 4 入札書の提出に際して、工事費内訳書の添付を求めるものとする。
- 5 入札執行回数は2回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。
- 6 契約担当者は、開札後、最低の価格をもって入札した者の申請書及び確認資料の確認を行うものとする。提出された資料に不足がなければ、当該入札者を落札候補者に決定し、落札者の決定を保留した上で、開札を終了するものとする。
- 7 前項の確認において、資料の提出がない場合、あるいは提出された資料に不足があった場合は、当該入札者が行った入札を無効とするものとする。
- 8 前項の場合、次順位者の申請書及び確認資料の確認を行い、提出資料に不足がなければ、当該次順位者を落札候補者に決定するものとする。
- 9 落札候補者が確定するまでは、第6項から第8項の手続を順次行うものとする。
- 10 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定し、第12条に掲げる審査を行うものとする。
- 11 契約担当者は、落札候補者を決定した場合、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、当該システムにより落札候補者の決定を通知し、紙入札方式による入札参加者に対しては、別途通知を行うものとする。
- 12 第2項から第11項に掲げる事項は、入札関係書類において明らかにするものとする。

#### (総合評価落札方式による入札及び開札の執行)

**第11条の3** 総合評価落札方式により落札者を決定する場合の入札書提出期間並びに開札の日時及び場所については、入札公告において明らかにするものとする。

- 2 入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるとして契約担当者が認めた場合にあつては、持参により紙媒体の入札書の提出ができるものとする。
- 3 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、紙入札方式による入札参加者がある場合は、当該入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- 4 入札書の提出に際して、工事費内訳書の添付を求めるものとする。

- 5 入札執行回数は2回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。
- 6 契約担当者は、開札後、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- 7 開札後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全入札参加者について、提出された申請書及び確認資料の確認(審査)及び評価値の算定を行うものとする。
- 8 前項の確認(審査)及び評価値の算定は、原則として、開札日の翌日から起算して10日以内に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、得られた評価値の最も高い者を落札候補者に決定する。

なお、落札候補者となるべき同じ評価値の者が2人以上ある場合には、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定し、第12条に掲げる審査を行うものとする。

- 9 契約担当者は、落札候補者を決定した場合、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、当該システムにより落札候補者の決定を通知し、紙入札方式による入札参加者に対しては、別途通知を行うものとする。
- 10 第2項から第9項に掲げる事項は、入札関係書類において明らかにするものとする。

#### (入札参加資格の審査及び落札決定)

**第12条** 入札担当者は、入札後、落札候補者から提出された申請書類及び確認資料の審査を行い、審査の結果、参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

- 2 落札者を決定した場合は、直ちに落札者に対し電話連絡を行うとともに、通知(落札決定通知書(様式2-1))するものとする。落札者以外の入札参加者については、入札結果の公表をもって、落札決定の通知とすることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。ただし、電子入札システムにより入札を行う場合にあっては、入札参加者に対して、当該システムにより落札者決定通知を行う。
- 3 前2項の審査及び落札決定は、原則として入札日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に行うものとする。
- 4 第1項の審査の結果、参加資格要件を満たしていない場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を新たに落札候補者とし、速やかに電話連絡により申請書類及び確認資料の提出を求め、審査を行うものとする。(落札者が決定するまでは、同様の手続を順次行うものとする。)この場合、原則として電話連絡した日の翌日から起算して2日以内(休日を除く。)に申請書類及び確認資料を提出させ、提出のあった日の翌日から起算して2日以内(休日を除く。)に落札決定を行うものとする。
- 5 第1項及び第4項の審査の結果、参加資格要件を満たしていないと認められた者に対し、入札参加資格不適合通知書(様式2-2)を送付するものとする。
- 6 落札者の決定後、請負契約(仮契約)を締結し、議会の議決後、本契約になるまでの間において、当該落札者が参加資格のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しない場合がある旨を公告において明らかにするものとする。

#### (参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明)

**第13条** 参加資格要件を満たしていないと認められた者は、前条第5項の通知をした日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、市長に対して、その理由についての説明を書面により求めることができることとしその旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 参加資格要件を満たしていないと認められた者が説明を求める場合は、書面(任意様式)を持参又は郵送により提出するものとする。
- 3 契約担当者は、第1項の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。
- 4 前3項の手続は、前条の事務の執行を妨げないものとする。

**(入札の無効)**

**第14条** 公告に示した参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札及び阿波市競争契約入札心得第8の各号に違反した入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

**(入札結果の公表)**

**第15条** 入札担当者は、落札決定したときは、遅滞なく、入札結果表を阿波市ホームページに掲載するとともに、企画総務部契約管財課において閲覧に供することにより公表するものとする。

**(契約の時期)**

**第16条** 阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年条例第49号)第2条の規定により議会の議決が必要な工事については、落札者の決定後、請負契約(仮契約)を締結し、議決後に本契約となるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

**(その他)**

**第17条** 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止要綱に基づき指名停止の措置の対象となる旨を、公告において明らかにするものとする。
- 3 公告に記載する事項については、この要領に定めるもののほか、別添標準入札公告例によるものとする。
- 4 この要領に定めるもののほか、阿波市電子入札システム運用基準によるものとする。

附 則

本要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成26年4月1日から施行する。

(別紙－ 1)

## 一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

阿波市長

殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

㊟

阿波市が発注する〔 工事〕の指名競争入札に参加  
するために資格審査を受けたいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

(別紙－２)

## 入札参加事前確認依頼書

年 月 日

阿波市長

殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

㊟

阿波市が発注する〔 工事〕の指名競争入札に参加するために資格審査を受けたいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないことを誓約します。